

大阪市告示第1077号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年8月3日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 此花スポーツセンター 第1体育場 第2体育場 多目的室	令和8年6月26日（金）
大阪市立 中央スポーツセンター 第1体育場 第2体育場	
大阪市立 天王寺スポーツセンター 第1体育場 第2体育場 多目的室	

大阪市立 浪速スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場 多目的室 1 多目的室 2	
大阪市立 城東スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場 多目的室	
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場 多目的室	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 千島体育館 体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和 8 年 6 月 26 日（金）	午前 11 時から 午後 9 時まで
大阪市立 東淀川体育館		午後 5 時 30 分から 午後 9 時まで

体育場
大阪市立 北スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場 多目的室
大阪市立 都島スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場 多目的室
大阪市立 福島スポーツセンター 第 1 体育場
大阪市立 西スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場 多目的室
大阪市立 大正スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場 多目的室

正午から 午後 9 時まで
正午から 午後 9 時まで
正午から 午後 9 時まで
正午から 午後 9 時まで
午後 1 時から 午後 9 時まで

大阪市立 西淀川スポーツセンター 体育場
大阪市立 淀川スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場 多目的室
大阪市立 東淀川スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場 多目的室
大阪市立 東成スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場 多目的室
大阪市立 生野スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場

午前 9 時から 正午まで
正午から 午後 9 時まで
正午から 午後 9 時まで
正午から 午後 9 時まで
午後 3 時から 午後 9 時まで

大阪市立 旭スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場 多目的室
大阪市立 鶴見スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場 多目的室
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場 多目的室 1 多目的室 2 多目的室 3
大阪市立 住之江スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場
大阪市立 住吉スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場 多目的室

正午から 午後 9 時まで
正午から 午後 9 時まで
午前 9 時から 午後 3 時まで
午前 9 時から 正午まで
午前 9 時から 午後 3 時まで

会議室		
大阪市立 平野スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場		正午から 午後 9 時まで
大阪市立 西成スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場 多目的室		午前 9 時から 午後 3 時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)